



平成 26 年 10 月 3 日

各 位

会社名 株式会社メディネット
代表者名 代表取締役社長 伊木 宏
(コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 原 大輔
(TEL 045-478-0041)

株主提案に対する当社取締役会反対意見の決定に関するお知らせ

当社は本日開催の臨時取締役会において、平成 26 年 9 月 22 日付「(変更)「臨時株主総会の日時等の決定に関するお知らせ」の一部変更のお知らせ」にてお知らせしておりましたとおり、同年 10 月 29 日(水曜日)に臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催いたしますが、本臨時株主総会に付議される当社の株主である木村佳司氏(以下「木村氏」といいます。)からの株主提案に対する当社取締役会反対意見を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主提案にかかる付議議案の内容

第 1 号議案 取締役原大輔及び取締役伊木宏解任の件

第 2 号議案 取締役 6 名選任(増員)の件

(宮本宗氏、篠田丈氏、高橋司氏、富田憲介氏、南野利久氏、及び和田勝氏の 6 名を一括して取締役に選任し、取締役を増員する議案)

平成 26 年 8 月 22 日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」及び平成 26 年 9 月 2 日付「臨時株主総会に関するお知らせ」にてお知らせしておりましたとおり、本臨時株主総会は、木村氏から臨時株主総会の招集請求を受けたことに応じて開催するものであり、上記付議議案は木村氏の株主提案にかかるものです(株主提案の詳細については、上記平成 26 年 8 月 22 日付プレスリリースをご参照ください。)

なお、当社は、本臨時株主総会が請求株主である木村氏を含む当社株主の皆様にとって公正な内容で開催できるよう、木村氏との間で本臨時株主総会の開催方法等に関する協議を行っており、当該協議の結果が明らかになり次第速やかにお知らせいたします。

2. 株主提案に対する当社取締役会の反対意見

当社取締役会は、本臨時株主総会に上程される株主提案にかかる両議案に強く反対しております。反対意見の要旨及び具体的な理由は以下のとおりです。

(1)株主提案全般に関する当社取締役会の意見

① 株主提案に対する意見の要旨

当社取締役会におきましては、平成 26 年 8 月 28 日に、前代表取締役社長を解職し、伊木宏(代表取締役社長・CP テクノロジー事業本部長)、原大輔(取締役・管理本部長)及び前川隆司(取締役・研究開発本部長)の 3 名を中心とする新経営陣(以下「新経営陣」といいます。)が発足しました。新経営陣と当社従業員及び取引先との間の関係も良好であり、当社のビジネスは順調に

推移しております。

木村氏の株主提案は、このような新経営陣による当社経営を否定するものであり、当社取締役会はいずれの議案にも強く反対します。すなわち、第1号議案が可決された場合、当社の業務執行に大きな混乱をもたらし、また、第2号議案が可決された場合には、木村氏が当社取締役会の過半数を支配して当社の経営を意のままに行うおそれがあります。当社取締役会としては、いずれの場合も当社のステークホルダーである患者様、取引先医療機関、研究機関、医療関係企業及び当社従業員等に大きな混乱を生じさせる可能性が高く、当社の株主価値が大きく毀損されるおそれがあると考えます(詳細は下記(2)の各議案についての反対意見の理由をご参照ください。)

なお、新経営陣としては、株主の皆様のご判断により第1号議案及び第2号議案を否決された場合には、株主の皆様から新経営陣への信任の証となると考えております。

② 本臨時株主総会の開催に至る経緯

本臨時株主総会は、引き続き新経営陣による経営が継続されるか否かという、当社の今後の経営体制を決する、重要な議案を審議するものです。

当社取締役会としては、第19回定時株主総会が本年12月中旬に開催される予定であり、本臨時株主総会で取締役が選任されても、当該取締役の任期はわずか1ヶ月半に過ぎないこととなるため、第19回定時株主総会において、広く株主の皆様への信を問うべきと考えておりました。

しかし、木村氏は、横浜地方裁判所に対して株主総会招集許可申立事件を申し立て、同裁判所の許可を得た上、同氏が招集権者となって、第19回定時株主総会前に臨時株主総会を開催すると強く主張しました。このように短期間に、当社のように5万人以上の株主を抱える上場会社が株主総会を2回開催するということは会社及び株主にとっての負担が過大であることは明らかです。木村氏の要請は、本臨時株主総会を早期に開催し全体の投票率を敢えて低く抑えつつ、自ら支配する10%程度(前定時株主総会の投票率を前提にすると行使された議決権のうちの30%程度)の議決権を、最大限利用して、自らの意を通そうとしているのではないかと疑わざるを得ません。当社取締役会としては、このような株主の皆様のご意向が十分に反映されないおそれがある臨時株主総会の開催は回避したいところでした。しかし、5万人以上の株主の皆様にご混乱が生じることを回避するために、当社において本臨時株主総会を招集することが是非とも必要であると考え、当社の株主名簿管理人等とも協議し、通常よりも迅速な準備を繰り返し強く要請し、これに対する協力が得られたことから、当社は本臨時株主総会を招集することを決議いたしました。

③ 当社取締役会(新経営陣)の経営戦略の骨子

当社は、本年11月末に予定されている「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の施行という事業拡大のための千載一遇の機会を迎えます。当社取締役会としては、このような機会を最大限活用し、経営資源の集中を迅速果断に実行し、大いなる飛躍に向けた新たな一步を踏み出したいと考えております。そこで、まずは、当社の基幹事業である細胞加工業の一層の拡大を目指します。すなわち、現在の少数の医療機関を対象としたがんの免疫細胞治療に関わる総合支援サービスを、全国の医療機関、大学、企業等から多様な細胞等の加工を直接受託するビジネスモデルに進化させ、需要の拡大を図ります。また、当社の新たな柱となる事業としての細胞医療製品事業の収益化に向けた取組みとして、米国 Argos Therapeutics 社より導入した AGS-003(国内においても患者数が増加傾向にある腎がん(2008年度の推定罹患者約19,000人)の約80%に当たる腎細胞がんのうち、約20%を占める転移性腎細胞がんに対する細胞医療製品)の製造販売承認を取得し、2017-2018年を目標に、当社の第一号細胞医療製品として上市することを目指す方針です。

なお、新経営陣は、本日開催の取締役会において、今後の当社の事業計画について検討し、

以下の各事項を具体的な経営目標とすることを確認しております。

- ① 2017年9月期に細胞加工業での売上高30億円を達成し、細胞加工業セグメントを黒字化すること
- ② 2018年9月期までに細胞医療製品事業の収益化を図り、売上を計上すること
- ③ 2019年9月期までに全社で黒字化を達成すること

新経営陣は、今後、上記目標を達成するための具体的な施策を策定・実施し、全社一丸となって目標達成に取り組む所存です。

(2)各議案に対する具体的な反対意見の理由

① 第1号議案(取締役原大輔及び取締役伊木宏解任の件)について

a. 本議案が可決された場合、当社の株主価値が大きく毀損するおそれがあること

当社の事業は、免疫細胞療法総合支援サービス事業、及び細胞加工(Cell Processing)業等を所管するCPテクノロジー事業本部、新規事業である細胞医療製品の研究、開発、製造及び販売を推進する細胞医療製品事業本部並びにこれらを支える管理業務を行う管理本部の3本部によって構成されています。

このうち、伊木取締役は代表取締役社長兼CPテクノロジー事業本部長として、また、原取締役は取締役管理本部長として、各本部を統括、運営しています。両取締役は豊富な実務経験に基づく卓越した経営能力・業務執行能力を有しており、当社の事業運営にとって欠くことはできません。免疫細胞療法総合支援サービス事業及び細胞加工業は現在の当社の基幹事業であり、同事業が不全に陥ることはすなわち当社の経営が不全に陥ることですから、伊木取締役の解任は当社にとって到底許容される事態ではありません。また、原取締役は、当社の管理業務のみならず、財務責任者として、長年にわたって豊富な実務経験と卓越した能力に裏付けられた手腕を発揮してまいりました。原取締役の財務全般にわたる経験と手腕は当社の今後の成長の実現のために欠くことができません。このように当社にとって不可欠の人材である両取締役の解任を提案する本議案は、当社の株主価値を大きく毀損するおそれがあります。

さらに、前川取締役細胞医療製品事業本部長は、伊木取締役及び原取締役と当社の経営方針に関する理念を共有しております。そして、万が一本議案が承認可決される場合には、前川取締役の当社経営に対する考え方も株主の皆様のご信任を得られなかったと判断せざるを得ないとの理由から、前川取締役は、平成26年10月3日付で、当社取締役会に対して、本議案が承認可決された場合には、取締役を含む当社の全役職を辞任し退職する意向を表明しております。

前川取締役は、がん免疫細胞治療における研究開発のリーダーとして、当社研究開発を牽引し、東京大学医学部附属病院、大阪大学医学部附属病院等のがん診療の拠点たる病院とも強固かつ良好な関係を構築してまいりました。間近に迎えた医薬品医療機器等法施行後には、当社が一層注力する細胞医療製品の研究開発を牽引するリーダーであるため、本議案が可決された場合に、当社の株主価値が大きく毀損することは一層明らかであります。

b. 両取締役が木村氏の意に沿わなかったことだけを理由とするものであること

木村氏は、平成26年8月22日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」で当社が受領したことをお知らせした同日付臨時株主総会招集等請求書の中で、伊木取締

役及び原取締役が鈴木取締役(前代表取締役社長)の社長解職の決議を主導したことを解任の主な理由としています。これはつまり木村氏の意に沿わない人間は当社の取締役として不適格だとするに等しく、解任の理由には到底なり得ません。

当社におきましては、創業者である木村氏が長年代表取締役に就いていましたが、平成 22 年 9 月期に最高売上高を達成して以来業績は長く低下しており、木村氏は、自ら経営の一線から退くべきと判断し、新法施行を翌年に控えた平成 25 年 9 月に代表権のない取締役会長に退きました。しかし、木村氏はその後も経営に積極的に関与し、後を継いだ前社長の鈴木取締役は木村氏の意向に従うばかりで、当社の株主価値の最大化のために本来必要なリーダーシップを発揮することができませんでした。かかる事態を憂慮した伊木、原及び前川の 3 取締役は熟慮の上、当社の株主価値を守るためには鈴木取締役の社長退任が必要であると判断し、最終的に平成 26 年 8 月 28 日付で鈴木取締役の代表取締役社長からの解職に踏み切りました。

当社は、木村氏のプライベートカンパニーではなく、多くの株主の皆様を支えられ、先端医療の発展の一翼を担う公器であります。伊木、原及び前川の 3 取締役は、取締役に求められる経営監視機能を最大限に発揮し、株主の皆様に対する責任を果たすために、鈴木取締役の社長解職を決断したものです。これは伊木取締役及び原取締役の適格性をあらわす事象でこそあれ、不適格性を示すものではありません。木村氏の意向に沿っているか否かは当社の取締役としての適格性の判断要素にはなり得ません。

以上のとおり、原取締役及び伊木取締役は当社にとって欠かせない人材であり、一方で、木村氏の本議案の提案の理由には合理性が一切認められないので、当社取締役会は、本議案に反対いたします

② 第 2 号議案(取締役 6 名選任(増員))の件について

a. 6名の取締役選任は木村氏が当社を支配するための数合わせの提案であること

当社取締役会は現在 5 名で構成されています。当社の取締役会の定員は 15 名ですから、本議案が可決されることにより 6 名の木村氏の推薦による取締役が選任されると、木村氏及び鈴木取締役に加えて、木村氏が強く影響力を及ぼし得る取締役が取締役会の絶対過半数となる 8 名を押さえることとなり、当社が木村氏のプライベートカンパニーへと逆行しかねない事態を招きます。多くの株主の皆様を支えられる上場会社であり、先端医療の発展の一翼を担う公器であるべき当社にとってかかる事態は到底許容し得ません。

なお、当社の取締役会は上場以来 5 名を超えたことがなく、6 名の増員(形式的には取締役 11 名となる可能性があり、新経営陣の 3 取締役を除いたとしても取締役 8 名となる。)は、総従業員数 150 名程度の当社における取締役会の適正規模を遥かに超えたものです。本議案は、株主価値の利益の向上やステークホルダーである患者様、取引先医療機関、研究機関、医療関係企業及び当社従業員等の皆様の利益の向上のためではなく木村氏による当社支配を目的としたものであることは明白であると考えております。

b. 5名の社外取締役候補による経営監視の実効性に強い疑義があること

木村氏が提案する取締役の選任議案が可決された場合、(第 1 号議案が否決されたときであっても、)当社取締役会は、木村氏並びに木村氏の意向に忠実な鈴木取締役及び宮本氏の 3 名の業務執行取締役と、木村氏の呼びかけに応じた 5 名の社外取締役が多数を構成することとなりますが、木村氏が提案する 5 名による経営監視の実効性には疑義があります。つま

り、このような事態が生じてしまった場合、木村氏の意向に忠実な業務執行取締役(鈴木取締役及び宮本氏)には経営監視機能が到底期待できないことから、社外取締役には木村氏から高い独立性を有した方に就いていただかなくては意味がありません。しかし、木村氏が提案する5名は、木村氏との関係が深い方ばかりであり、木村氏が提案の理由として記載している「客観的な視点から」の「最適なガバナンス体制」の実現とはほど遠い、独立性を欠く不適当な人選と考えざるを得ません。

例えば、篠田氏は、木村氏が代表取締役であった平成25年2月年から当社と業務委託契約を締結する株式会社アリストグラ・アドバイザーズの代表取締役であり、当社から報酬を受け取り得る立場にあります。

高橋氏は当社の売上の90%以上を占める医療法人社団 混志会の監事を務めており、かつ、当社が平成11年に免疫細胞療法総合支援サービスを開始する際から木村氏と親密な協力関係があり、「客観的な視点から」木村氏による経営を監視するには適切な人材とは思われません。

富田氏及び和田氏は、いずれも従前から当社の顧問として当社から報酬を受け取る立場にあります。南野氏は、実兄である坂口力氏が当社最高顧問を務めています。

以上のとおり、木村氏が提案する5名の社外取締役候補者は、全員が当社又は木村氏とこれまで深い協力関係を有しており、実効的な経営監視の実現には強い疑義があります。

c. 任期が2か月に満たないこと

増員取締役の任期は現任取締役の任期と同じになりますので、仮に第2号議案における取締役候補者が本臨時取締役会で選任されたとしても、選任された取締役の任期は2か月未満しかありません。2か月未満の任期しか有さない6名もの取締役を選任することは、そもそもその必要性について合理的な理由を見出すことができず、当社の安定的な経営には何ら資するところはないと考えております。

以上のとおり、本議案は、「最適なガバナンス体制」の実現のためとは名ばかりの、木村氏が当社を支配することだけを目的とした、当社の株主価値の利益を大きく毀損するおそれがある議案であるため、当社取締役会は、本議案には反対いたします。

以上の理由から、当社取締役会は、木村氏による株主提案にいずれも反対する旨決議しました。

以上

<本プレスリリースの目的>

本プレスリリースは、木村氏の株主提案に対する当社の意見の内容を株主及び投資家の皆様にご説明することを目的としたものであり、当社の株主の皆様に対して、本臨時株主総会における議決権行使に関し、自己又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。